

植民地支配の過去と歴史・記憶・法 近年のフランスでの論争から

松沼 美穂

はじめに

ここ数年のフランスで、植民地支配の過去とどう向き合うかという問題が、それまでとは異なる新たな様相を帯びつつ、文字通り国民的な議論となっている。植民地支配の「肯定的な役割」をうたった一編の法文に対する抗議運動を直接の契機とし、2005年末から翌年はじめにかけては連日マスコミを騒がせるとともに内閣や大統領府を動かす政治問題となり、その後もさまざまな局面で論争を喚起しているその動向は、フランスの植民地史と現代社会に常日頃から関心を寄せてきた者に、歴史認識をめぐって新しいページがめくられたという印象を与えるものだった。

本稿は、一連の論戦を網羅的あるいは系統的に追跡しようとするものではなく、主軸をなしたと思われる論点を筆者なりの視点で抽出し、植民地支配の過去をめぐる議論が今日のフランスにおいていったい何を問題にしているのかを考えようとするものである。その作業は、自国が過去に行った非人道的行為を認め謝罪する「過去の克服」が、それが着手されたヨーロッパの内部の問題から、植民地支配をも含んで拡大シグローバル化する今日の世界的な趨勢の、一局面に目を向けるものである。それを通じて、フランス民主主義が自らに向けている問いとともに、現代世界における旧植民地支配国の歴史認識や加害の過去との対峙のしかたに関する考察への、ささやかな問題提起を試みたい。以下の論述は次のような手順で進めていく。まず、問題となった法律をめぐる当初の動きを振り返ったうえで、法の成立につながったと同時にその後の論争の前提ともなっていた、アルジェリア戦争をめぐるフランスの政治と社会の認識の変容を概観する。次に、この法への反対を端緒とした論争が、法が直接の対象としていたアルジェリア戦争を越えて、植民地支配全般の歴史にもおよぶなかで、過去の植民地支配の犠牲者というアイデンティティが表明されていった様相を、その背景にあったヴィシー時代をめぐる歴史認識の問題に目を向けつつ跡付ける。そしてさらに、そうした動きを受けて提起されていった、歴史研究と法の関係に関する批判を検討する¹。

1. 2005年2月23日法

(1) 最初の反応から法文の取り下げまで

2005年2月23日、「フランス人引揚者のための、国民の感謝および国民的支援に関する法」(以下2月23日法)が公布された。その趣旨は、かつて植民地とりわけアルジェリアの建設に貢献したフランス人の歴史的功績と、独立戦争に従軍したフランス軍兵士と戦後の引揚者が払った犠牲や労苦を認知すること、そして旧軍人とくに独立戦争中にフランス側に与し停戦後は独立派の報復を恐れてフランスに渡ったアルジェリア

人兵士(アルキharkisと呼ばれる)に対する補償の充実であった。論議を巻き起こしたのは、第4条に含まれた次の条文であった。

学術研究はフランスの海外領土とりわけ北アフリカにおける存在に、しかるべき位置を与える。学校教育課程はとりわけ、海外領土なかならず北アフリカにおけるフランスの存在の肯定的な役割を承認し、これらの領土出身のフランス軍兵士の歴史と犠牲に対し、彼らの権利にみあう卓越した位置を与える²。

1ヵ月後、植民地史や移民史を専門とする6人の歴史家が連名で、この条項の廃止を求める声明「植民地化：公的な歴史教育にノン」を『ル・モンド』紙上に発表し³、まもなく歴史地理教員協会、教育同盟、フランス人類学者協会といった教員・研究者の団体や、人権同盟をはじめとする人権団体の賛同が寄せられ、市民をも巻き込む集会や討論会、インターネット上での議論などに発展していった⁴。批判された主な点は、この法が一部の国民の歴史観を特権的に擁護しかつそれを教育・研究の場に押しけようとしていること、そしてその歴史観が、旧植民地出身者およびその子孫を少なからず含むフランス社会の現状に対する配慮を著しく欠くこと、などであった。しばらくの間は論争は研究者、教育者、人権擁護運動家などに限定され政治の場には及ばなかったが、アルジェリア政府はこの法に対する強い嫌悪と反発を示し、2005年内の調印が目指されていた両国間の友好条約の交渉が暗礁に乗り上げた。

2005年秋の「郊外暴動」の際に、旧植民地を出自とする人々の社会統合の困難が議論となる状況を経て11月末、社会党など野党は合同で、2月23日法第4条を廃する修正法案を下院に提出したが、与党UMPはその審議を拒否した。その直後、サルコジ内相が「暴動」参加者を「ごろつき」「社会のクズ」と呼ばわったことと、彼が党首を務める与党が植民地支配の「肯定的な役割」をうたう「恥辱の法」を支持し続けることとに抗議する大規模なデモが、カリブ海アンティル諸島のフランス海外県で起こり、内相は予定されていたアンティル訪問の断念を余儀なくされた。カリブ海などの海外県は17世紀以来の奴隷制植民地を起源とし、今日でも人口の大半を奴隷の末裔が占め、またフランス大都市「郊外」住民には海外県出身者も少なくない。事を重大とみるに至ったシラク大統領は、「[フランス]共和国には公定の歴史はない。歴史を書くのは法ではない。[...]人々のアイデンティティの基礎となっている、それぞれの記憶を尊重する」⁵と発言し、2006年の年頭には、「現行の条文はフランスを分断している。これは書き換えられるべきである」⁶という判断を示した。1月末に「肯定的な役割」を含む問題の条文は、議会での審議を必要としないカテゴリーに属するものとこの法を解釈するという、法律論上の技術的処理を通じて、政令により取り下げられた。

(2) アルジェリア戦争に対する認識—法の背景

植民地とりわけアルジェリアでの支配を肯定的とみなし、それを築きあるいは守ろうとした人々の労苦と犠牲を国家として記念しようという法律は、アルジェリア戦争に対するフランスの政治と社会の認識の変遷を背景として、提案され成立したものと位置づけることができる。この過程をおおまかにたどってみよう。

アルジェリア独立の動きは1954年以降戦争状態となり、1962年に停戦が成立すると、130万にのぼるヨーロッパ系住民が報復を恐れて数ヶ月のうちに大挙フランス本

土に引き揚げた。非戦闘員や子供にまで銃を向けた「汚い戦争」としてしだいに世論に嫌悪された末に撤退に至ったアルジェリア喪失は、フランス全体に深いトラウマを残し、それを率直に語ることは長らく困難となった。ゲリラを相手とし民間人をも巻き込む凄惨な戦場に送られた青年たち、差別的な植民地制度の上に築いた財産への執着ゆえにフランス全体を大義なき戦争に引きずり込んだという視線を浴びた引揚者、そしてフランス側に立って戦い民族の裏切り者として故郷を追われたアルキの体験は、表立っては語られ得ない抑圧された記憶となっていたのである。ただし、他のフランス人には理解されない辛苦をともにしたという思いを共有する引揚者は、南仏を中心とする特定の地域に比較的多く定着したこともあり、早くからさまざまな団体を結成して地方および中央政治に対するロビー活動を活発に展開し、看過できない結束力と集票力という印象を政治家に与えていった⁷。

1990年代になると、アルジェリア戦争で払った犠牲を認知してほしいという要求とそれに応答する政治が、公共空間で行われ報道されるようになった。退役軍人たちは年金平等化措置を求める運動を活発化させた。制度的に植民地ではなくフランスの一部と位置付けられていたアルジェリアでの軍事行動は、正式には戦争ではなく国内の「秩序維持行動」とされたため、退役兵の扱いが他の戦争より手薄だった状態の是正が要求されたのである⁸。またアルキはその子供世代にいたってようやく本格的に声を挙げ始めた。彼らは、フランスのために戦ったアルキをフランス軍が守らず、命からがらフランスに渡った彼らが新生活に適應するために必要な措置を政府が長年にわたって怠り、しかも過疎地のプレハブ住宅団地に集住させたことが象徴したように、敗北の証拠である彼らの存在をフランス人の目から覆い隠してきたと非難し、アルキの被った惨劇の承認と補償や生活支援を要求した⁹。1999年10月には、アルジェリアでの軍事行動を「戦争」と認める法律が可決された。そして1990年代後半以降政府は、アルジェリア戦争の犠牲者を記憶するための碑をパリの数ヶ所に建設し、この戦争の戦死者を、他の戦争の死者と同様、国のために捧げられた死と認定し感謝と敬意を表するという国としての意志を、恒久的な形で表現していったのである¹⁰。

こうした政治の文脈を踏まえて、シラク大統領2期目の政権が2002年の成立直後から引揚者の問題を優先課題と位置づけるなか、引揚者団体が有力な地方を地盤とする議員たちは、引揚者の名誉回復を訴えながら2月23日法を準備・推進していった¹¹。引揚者は世論の無理解に苦しめられてきた、つまりアルジェリアのフランス人が頑迷で独立が不可避であることをいつまでも認めなかったせいでフランス全体が泥沼の戦争に引き込まれた、という不当な戦争観の犠牲者だというわけであり、議会では次のような、植民地支配に対するノスタルジーと開き直りのあからさまな表明も行われた。

わが国は領土の一部を失ったのだ、戦場ではわが軍が優勢だったにもかかわらず。〔…〕現地と本国の行政官、教師、医師、企業家、農業者、あらゆる人種・信仰・条件の勤労者、彼らが都市や道路、鉄道、空港や工場を建設したのだ。〔…〕フランスは、砂漠で天然ガスと石油を見つけるための研究に投資し、その恩恵を本土が受け、そして今では新しいアルジェリア国家がそれを活用している¹²。

そして法案の趣旨は、与党だけでなく社会党や共産党など野党も、国と社会から不

当に無視された犠牲者の抑圧されてきた要望に応えるという立場で支持するものだった¹³。また地方政治においても引揚者団体が有力な自治体では、植民地の過去を肯定的なものとして国民に伝えていこうとする活動が活発であった。そうした目的をもつ博物館や記念碑のみならず、戦争中に独立を阻止しフランス支配を維持しようとしてクーデタを試み国家反逆罪で処刑されたフランス軍内の一派（Organisation Armée Secrète）の指導者を記念する碑や街路名が計画・建設されてきた¹⁴。

他方でフランスの社会と政治は、フランス軍による拷問という問題を通して、40年前の戦争の性格を直視することを迫られていた。きっかけとなったのは、2000年に数次にわたって『ル・モンド』紙に掲載され大きな反響を巻き起こした、元FLN活動家だったアルジェリア女性による、戦争中フランス軍から受けた拷問に関する生々しい証言であった。戦争の当事者たちが長い沈黙を破って戦場での実体験を証言し始め、拷問に関与した兵士や被害者の手記の出版やドキュメンタリー番組のテレビ放映、あるいは戦争中の「人道に反する罪」の起訴などが相次いだのである。著名な歴史家らによる、「アルジェリア戦争中にフランスの名において企てられた拷問を非難することは、フランスの責任に帰着することである」ゆえに「大統領と首相に、拷問の断罪を正式に宣言するよう要求」という声明に対し、当時のジョスパン首相は支持を表明した¹⁵。

植民地支配は肯定的なものだったとうたう条文を含み、アルジェリア戦争によって苦痛を強いられた人々の意を汲もうとする2月23日法は、戦争の犠牲者だと自認する引揚者・旧軍人を慰撫しようとする一連の政治を前提として、生まれたわけである。彼らは苦勞して築いた財産や業績そして故郷など全てを失った物的精神的苦痛や、フランスのための戦争で味わわされた苦悩が、社会に理解されず抑圧され忘却されてきたというルサンチマンを抱えてきた。そして、金銭的補償がほぼ解決し戦争終結からすでに40年以上過ぎた今日ではその関心は、自分たちの体験と辛苦が闇に葬られず社会のなかで記憶され伝達されていくための、教育やモニュメントに向かっているのである。同時にそこには、戦争中の拷問という、「フランスのアルジェリア」を守る目的で犯された軍の犯罪が大きくクローズアップされ、植民地アルジェリア人に対してフランス人がとっていた態度と国家や軍人の罪責とが問われたことに対する、巻き返しの試みという側面もあったと考えられる。

2. 「記憶の義務」と「犠牲者間の競争」

(1) 植民地支配の犠牲者というアイデンティティ

2月23日法に対する批判は、この法が直接の対象としていたアルジェリア戦争にとどまらない、植民地の過去と現代フランスとの関係をめぐる、研究者や運動家の枠を超えメディアを巻き込んだまさに国民的な論争を喚起した。それはかつてなかった事態であり、そこで焦点のひとつとなったのが、過去の植民地支配が現在まで影響を及ぼし続けていることの帰結としてのアイデンティティの主張であった。

同法をめぐり政治の動きとも直結しながら、奴隷制の歴史をめぐり議論が高揚した。この法が「かつてフランスの主権の下に置かれた領土」つまり旧植民地全体にも言及していたため、アンティルなどの海外県では「奴隷制も肯定的だったのか」という住民

の怒りを買い、これには大統領や内相も弁解を迫られた。2001年には「奴隷制と奴隷貿易を人道に反する罪と認定する法」(法案を提出した議員の名前を取って通称トビラ法)が成立しており、これに基づいて政府が設置した賢人会議「奴隷制の記憶のための委員会」は、2月23日法の反響が高まる時期に大統領に最終報告を提出することになった。この文脈のなかで同法第4条の取り下げ決定の直後、奴隷制の記憶とその子孫のための国の記念日が定められ、2006年5月にその第一回が催された¹⁶。

奴隷制をめぐるのは、この歴史に関する現代フランスの無知とその最大の原因としての学校教育が批判された。フランスは300年にわたって奴隷制植民地を重要な経済基盤とし、しかもそれらの植民地が今日では海外県としてフランス共和国の一部を構成しているにもかかわらず、教科書は奴隷制廃止は取り上げても、その前提にあった奴隷制度や奴隷の生き様そのものにはほとんど言及せず、奴隷制は国民史に組み込まれず後ろ暗い過去が隠蔽されてきたというのが、上記委員会をはじめとする関係者の批判であった¹⁷。

2月23日法に対する異議がフランス本土のみならず海外県でも高まり始めた2005年11月、アンティルとアフリカの出身者の団体60余が集まる「黒人団体代表者評議会」(Conseil représentatif des associations noires)がパリで結成され、「黒」という肌の色を集団的アイデンティティの基準として掲げて、社会経済的差別およびその土台にある奴隷制や黒人の歴史に対する社会の無知を告発し、奴隷制と植民地支配の歴史に結びついた記憶の継承を求めた¹⁸。「黒人」といっても、海外県アンティル出身の人々、60・70年代にアフリカから渡航した労働者移民、その子や孫、あるいは近年の政治亡命希望者の間には、アプリアリな共通点はほとんどなく、実際最近までこれらの人々の要求や運動が収斂することはなかった。それがここに来て変化をみせ、多様な争点が肌の色に基づいて包括されたのである¹⁹。アメリカ合州国とフランスの黒人に関心を寄せる政治学者ンディアユによれば、この動きのなかで、今日フランスに住むアフリカ出身者は奴隷制廃止のずっと後に渡仏したので奴隷の末裔とはえないにもかかわらず、奴隷制の歴史が「黒人」アイデンティティを結びつける要素として重要な機能を果たしている²⁰。

植民地の過去をめぐる論争のなかでひとときわ注目を集めた動きが、2005年1月にインターネット上で発信された、「われわれ共和国の原住民」と題するアピールであった。発表者は、主にマグレブおよびサハラ以南アフリカの出身者とその子孫に対する差別への反対運動を行う諸団体で、アピールの主体である「われわれ」は「アフリカの奴隷および強制移住させられた人々の子孫、被植民者と移民の娘たちと息子たち」と自己定義している。アピールの内容は、フランスに住むかつての植民地被支配者の子孫が、フランス人であるにもかかわらず雇用や住宅の面で差別され警察の不当な横暴や侮辱に曝されているのは、フランスがいまだに植民地国家であり続け、自分たちを植民地制度下の劣等市民であった「原住民」と同様に扱っているからにはかならないと抗議し、公正と平等のための対策を要求するものであった。主導者の属する団体が反差別運動においてすでに有力であったことに加え、主張と言葉の過激さおよびそれが喚起したさまざまな反論も手伝って、「共和国の原住民」たちは、アピールの発表後に2月23日法への抗議を発端として植民地支配の過去に関する論争が紛糾するなかで、急

速にメディアの関心を集めていった²¹。

注目されるのは、こうした運動が起こったことだけでなく、それがテレビや全国紙をはじめとする主要メディアでたびたび取り上げられ広く知られていったことである。その報道の送り手と受け手がしばしば、明言はしないばかりでも、旧植民地「原住民」の子孫による現代フランスに対する非難と要求を、2005年秋の「郊外暴動」と頭のなかで結びつけたことは疑いない²²。

旧植民地被支配者という出自や、まして「黒」という肌の色に基づく集団的自己主張は、フランス社会に少なからぬ驚きと戸惑いを喚起する現象だった。というのも、フランス共和政民主主義は、大革命が打ち立てた法の下での個人の平等という共和主義理念を根幹に据え、人は宗教・民族・肌の色などを捨象した普遍的個人として扱われることで真の平等と公正が達成されると考える。宗教や肌の色や民族を問うことじたいが、そうした属性への自己同一化を迫るものとみなされるため公的機関においては禁じられ、社会経済的弱者に対する是正措置は、肌の色や民族に対するものではなく、貧困者・地域に対する経済問題として処理される。こうした土壌においては、肌の色や民族的出自に基づく集団的アイデンティティは、共和国を分断しかねない閉鎖的な集団主義として忌避・警戒される傾向が強く、ここに挙げた運動も後述するように実際そうした批判を少なからず受けたのである。

(2) ヴィシー時代の「人道に反する罪」と「記憶の義務」

植民地支配の過去に現代フランスがどのように向き合うかという論争は、第二次世界大戦中ナチ占領下のヴィシー時代に対する歴史認識の問題と不可分に結びついていた。すなわち大戦後のフランスでは、ヴィシー体制はドイツ占領軍と少数の対独協力者により共和国が乗っ取られたフランス史上の逸脱であり、大多数の国民は機あればドゴール率いる自由フランスと対独レジスタンスへ与しようとしていたのだとする「レジスタンス史観」が、国民統合の核の役割を果たしてきたが、そうした歴史観の欺瞞性が1970年代以降、映画をはじめとする芸術作品や歴史研究によって徐々に暴かれ、ヴィシー時代のユダヤ人迫害に対するフランスの責任が問われていった。一方で、ナチ犯罪の共犯を意味する「人道に反する罪」に対する時効の不適用という1964年の立法を根拠として、1980年代以降、親衛隊の責任者だったクラウス・バルビー、準軍事的な対独協力組織だった民兵団においてユダヤ人迫害を指揮したポール・トゥヴィエ、ジロンド県事務総長として所轄管内のユダヤ人を収容所へ送った責任を問われたモリス・パポンの訴追が続いた。彼らを裁く裁判の大々的かつ詳細な報道を通じて、ユダヤ人絶滅政策におけるフランス人の罪責の問題は、国民的関心事となった。

これらの裁判において、ナチ収容所からの生還者や迫害の犠牲者の遺族が、何十年も前の行為の罪責を、自らの証言を通じて問うたことは、「人道に反する罪」の被害者が「人権の祖国」を自負するフランスで、永年にわたり沈黙を強いられ忘却されてきた事実をも、白日の下に曝した。過去の非人道的な行為だけでなく、それを忘却し被害者の苦悩を抑圧してきたこともまた反省され、「記憶の義務」が問題化されていったのである。「国民の歴史」が抑圧してきた過去、忘れられてきた少数者の「記憶」に目を向けそれを伝達する後世代の責務という考え方が広く受け容れられるようになった²³。

永い間の沈黙の末に声を挙げ始めたのが、国家の正当な構成員に含まれるべきと認められる人々なのであれば、民主主義的国民統合を標榜する国家は、今や明るみに出された彼らの過去をも国民共同体に組み込むことによって、その正当性を担保しなければならない。抑圧されてきた「記憶」の公認ならびにその具体化としての記念行為が求められ、行われていくことになった。こうして「記憶の義務」は政治と直結する。政府は、1942年ナチ占領下のパリでのユダヤ人の大量検挙と収容所送りにフランス警察が荷担したことの責任を、1995年に認めた²⁴。

行為がなされた数十年後に判決を下さねばならなかったヴィシー関連裁判においては、司法は歴史家に依拠することを迫られた。司法判断に先行して歴史研究が進められていたからである。歴史家がつぎつぎと法廷で証言台に立つことは、それまでまったくなかった事態であった²⁵。そうした状況においてナチのユダヤ人絶滅政策という絶対悪の被害者が、尊厳の回復と責任者の処罰を求めて司法的手段に訴え、「義務」や「責任」や「和解」を法廷で追及したことは、歴史の見方に対する道徳的観点の強まりをもたらした²⁶。被害者の尊厳の回復による国民共同体内の正義と秩序の回復を目的とする司法が、すでに歴史研究の対象になった時代のできごとに適用されたことで、両者の距離が縮まったという言い方もできる。その結果、虐げられたことによって道徳的な高みに立っている犠牲者こそが正当性・正義を担保する、という歴史観が導かれた。

そして、歴史観における道徳の比重の高まりと、犠牲者が歴史的正当性をもつという考え方とは、先述したような状況にあったアルジェリア戦争に対する見方にも強く反映した²⁷。たとえばアルジェリア戦争に関して2000年から2002年に出された法案は、「文民および軍人のすべての犠牲者」を対象としていた。兵士でさえもが、栄光の勇士としてではなく犠牲者として、国家のオマージュの対象となるのである²⁸。また、国民の正史から抹消されてきた「記憶」の公認と「記憶の義務」の遂行を望む個人や集団は、犠牲者であったことを認めよという要求を通じて自らの正当性を明らかにしようとしていった²⁹。アルジェリアからの引揚者と退役軍人も、犠牲者と認知されることを要求してきたのだし、2月23日法を推進した議員たちは、引揚者を犠牲者と認めるよう繰り返し主張していた。

(3) 「犠牲者間の競争」

1990年代後半のパボン裁判では、戦後は高級官僚として出世し大臣にまでなった被告が、アルジェリア戦争中の1961年、パリ警察によるアルジェリア人の大量検挙と殺害に、パリ警視総監という最高責任者の立場で関与していた事実が、一歴史家の告発を通じて脚光を浴びた。このことは、ユダヤ人虐殺への加担は時効のない「人道に反する罪」として糾弾され続けるのに、アルジェリア人の無差別殺害は罪に問われないという、いわば「人道」のダブルスタンダードを浮き彫りにした。さらに、先に触れたようにアルジェリア戦争中の拷問というフランス軍の犯罪がメディアで大々的に取り上げられると、この戦争については度重なる特赦ゆえに司法は罪を問い得ないという事実が、アルジェリアあるいは植民地に対する「罪の軽さ」を示すことになった³⁰。

こうした史実が広く知られたことは、「記憶の義務」を植民地の歴史にも適用すべき

だという要求につながっていった。過去に受けた被害の公認や補償を求める「記憶の義務」を正当なものとして要求するために、その要求者は、植民地支配の犠牲者であるがゆえに正義・正当性をもつというアイデンティティを表明していくが、そこで、ユダヤ人のみに犠牲者として特権的に正義を体現することを認める「人道」は不公正だという声が上がっていった³¹。海外県グアドルプの独立運動指導者の一人による発言は、ユダヤ人とショアーさらにはそれを特別視するフランスおよび国際社会に対するそうした視線を、典型的に示すものである。

苦しみの濃淡をつけることはやめよう！しかし、ユダヤ人のジェノサイドの承認と、罪の批判と、苦痛の理解があったことはたしかだ。奴隷制についてはなにもない。なにも！黒人の命は白人と同じだけの価値はないのだ³²。

植民地支配の過去に起因する問題とショアーとを比較対照するような態度は、しばしば「犠牲者間の競争」³³と表現され、これまでみてきたような2005年以降の一連の論争を、この「競争」の過熱とみる向きもあった。アルジェリア支配を「肯定的」とする自己中心的な歴史観も、植民地「原住民」の子孫としての共和国批判も、ともに犠牲者の名のもとに「記憶の義務」を要求するが、それらは相互に自集団への閉鎖を助長しフランスを分裂させる「犠牲者間の競争」だという批判も、少なくなかったのである³⁴。

過去に行われた非人道的行為の非を認め謝罪する「過去の克服」のグローバル化、あるいは「悔悛の世界化」の流れのなかで、歴史の見方における道徳的観点の強まりに基づいて犠牲者としてアイデンティファイし正義の回復を要求する動きは、今や世界的なものとなっている。各地の先住民運動から軍事独裁政権の手によって暗殺された人々の遺族まで、何百年も前のものをも含む非人道的行為の犠牲者として被害の承認と償いを求める運動は、まさに国際的な潮流である³⁵。大局的にみれば、今日のフランスにおける植民地支配の犠牲者としての自己主張もこの「記憶の義務」と「過去の克服」の世界化の流れの中に位置付けることができる。ただし、たとえば国外の「黒人」あるいは「イスラーム」運動との直接的なリンクは少なくとも表立っては目に付かない。加えて、アルジェリアを除けば旧植民地との間では植民地支配の清算があまり外交問題にならない点は、たとえば外交問題が前面に出がちである日本と照らし合わせたときのフランスの特徴として指摘できよう。

3. 歴史と正義と法

「記憶の義務」を問われた司法が歴史に接近し、歴史の見方に道徳的観点がより深く入ったことを背景として、正義を体現する犠牲者としての自己主張が噴出し、「犠牲者間の競争」を助長しているという観測は、歴史家に、歴史研究の営みが政治の圧力を受けるという強い懸念を抱かせた。2月23日法をめぐる論争のただなかで19人の著名な歴史家が、歴史に関する判断を示した法の撤廃を求める声明「歴史のための自由」を発表した。彼らは「過去のできごとの評価に対する政治的介入の増加と、歴史家と思想家にかかわる司法過程とにつき動かされ」、「歴史は記憶ではないし、ましてや司法の対象ではない。自由な国家において、歴史的現実の確定は議会にも司法権力にも属さない」ゆえに、「民主主義体制にふさわしくない法」として、次の四つの法律の撤

廃を求めたのである。すなわち人道に反する罪の否定（つまりホロコースト否定論）を禁じた法（1990年7月、通称ゲソ法）、1915年のオスマン帝国軍によるアルメニア人虐殺をジェノサイドと認めた法（2001年1月）、トビラ法（2001年5月）、そして2005年2月23日法第4条である³⁶。「歴史のための自由」の強い動機は、奴隷制に関する著作で高い評価を受けた歴史家の、トビラ法は奴隷制を「人道に反する罪」とすることでショアーとの比較を含意しているが奴隷制はジェノサイドではないし、現代フランスにおける反セム主義の一因としてこの法における奴隷制とジェノサイドの混同がある、という発言がトビラ法に違反するとして、海外県出身者の運動団体がこの歴史家を告訴したことだった³⁷。歴史家による歴史見解が法の裁きを受けることに対する危機感を表明したこの声明は、多くの歴史家の賛同を集めたが、一方では批判の声も上がり、植民地の過去をめぐる論争をさらに錯綜させた。主な批判点は、引揚者ロビーの圧力により歴史観の歪曲を意図した2月23日法を、正当な論拠がある他の法（とりわけゲソ法）と同列に置くこと、歴史家の社会的役割の軽視、などであった³⁸。

法が歴史解釈を示すことに対する拒絶の根底には、傷つけられた正義の回復を目的とする司法が歴史と混同される結果として、歴史家の役割が「正しい」歴史解釈の確定とみなされ、「記憶の義務」の遂行のために現在の視点から過去を裁断することによって、歴史の探求が「現在の専制」に従属させられる、という懸念がある³⁹。そこでは歴史は、特定の個人や集団の後継者だという自己認識に基盤をもつ記憶とも、正義の回復のための道徳的責務である「記憶の義務」とも、異なるのだということが強調される。

歴史家たちは、犠牲者としての自己主張とフランスの歴史的罪状の告発を目的とする、歴史の誇張ひいては歪曲、そして過去と現在の短絡的な関連付けが、「共和国の原住民」に代表される政治的主張としばしば呼応してメディアでセンセーショナルに取り上げられることを、苦々しく思い危惧している。植民地をめぐる「記憶の政治」の行き過ぎによって歴史が真実でなく正義の探求になってしまうという批判の声を代表するものとして注目された、アルジェリア史家ルフェーヴルの近著『植民地の改悔を終わらせるために』⁴⁰は、マスコミがしばしば取り上げる運動家や自称歴史家が繰り返す、植民地征服戦争は何十年にもわたって広域的に継続された「ジェノサイド」であり、フランスの戦後復興のために植民地出身労働者が圧倒的に重要な役割を果たし、植民地出身者だけがフランスで差別の犠牲となった、といった主張に反論し、歴史は善悪二項対立的な単純なものではないことを明示し正義ではなく真実を探求し伝えるために、歴史家が声を上げるべきだと訴えた。植民地支配の罪を暴露・弾劾しようとする、運動家や、その多くがアカデミックな制度の外部または周辺に位置する一部の歴史家の発言が、そもそも植民地支配は加害の過去だったというコンセンサスがないフランスの⁴¹、共和政民主主義の欠落に目を向けるよう迫るものであることは確かである。だが「政治的に正しい」歴史を求める彼らの批判には、単純明快なわかりやすさとメディア受けを意図した目に余る誇張や事実と反する内容が少なくなく、しかもそうした発言がメディア空間で目に立つことも否定できないので、ルフェーヴルに代表される批判と危機感は、一歴史学徒として理解できるものに思われる。しかし保守派の喝采を浴びたルフェーヴルの著書に同意し、大学制度のなかで権威と地位を築いて

いる歴史家の発した「歴史のための自由」にも共鳴するこうした見方は、虐げられた人々の声に耳を傾けようとする意志の不足した不公正な歴史観なのだろうか。

しかし同時に一方で、まさに現在の自己の尊厳の回復の問題として、たとえば奴隷制のような何百年も前のできごとが召喚される——「海外領土の住民の大多数にとっては、過去が検討されるのは、現在の視点からにほかならない」⁴²——とすれば、その理由を問うことこそは、歴史家の正当な営みであるといえる。1989年に『ヴィシー・シンドローム』を著して、レジスタンス神話によって抑圧されてきたヴィシー期の記憶がフランス国民の戦争の記憶にとって核心をなす問題であることを最初に論じながら、数年後には、「記憶の義務」のスローガンの下で歴史の事実が誇張されたりセンセーショナルに取り上げられたりしていると批判し、パボン裁判への出廷を拒んだことでも注目された歴史家ルソは⁴³、司法と歴史の混同を批判する一方でゲソ法は評価しつつ、「同時代性」ということを言う。すなわち、ヴィシー期の問題は、犠牲者と加害者およびその近親者がいまだに同じ社会のなかで隣り合いながら生きている「同時代」の過去であり、ゆえに直接的な社会・政治問題としての司法解決が正当化されるのに対し、トビラ法のように150年前に廃止された奴隷制への司法の介入を可能とし、しかも人類史上のさまざまな奴隷制度のうちでも15世紀以降のヨーロッパによるアフリカ人の奴隷化を特殊視することは、司法の濫用であり受け入れがたい⁴⁴。しかし立法化の是非は別にして、現在のアイデンティティの問題としてそれほど遠い過去のできごとが召喚されている現実注目するとすれば、その召喚の理由はまぎれもなく現在にあるのであって、そうした歴史観の形成要因はすぐれて今日的な問題として解明されるべきものといえる。

むすびにかえて

物議をかもした条文は結局取り下げられたとはいえ2月23日法は、アルジェリア戦争をめぐる関心の中心がいまや未来の国民に伝えられるべき歴史認識の問題になっていることとならんで、植民地支配に対する自国中心主義的なノスタルジーがフランスにいまだに根強いことをも、改めて明るみに出した。しかし、一部の歴史家や社会運動によってすでに久しく指摘されてきたこれらの問題が、なぜ2005年の時点で、取り上げられる論点および論争に関心を持つ人々の両面で未曾有の広がりをもって議論されるに至ったのかという、当然わいてくる疑問に、明確な回答を見出すことは難しい。明らかなのは、「共和国の原住民」を名乗る自己主張、引揚者を慰撫する政治が学校教育・研究という一線を越えたこと、「郊外問題」の暴発、といった複数の状況が同時に重なったということだけである。ただ確かなのは、同法への反対に端を発しさまざまな意見の渦を巻き起こした論争が、第一義的には、フランス共和政民主主義のナショナルアイデンティティを批判の俎上に載せるものだったということである。多様な主張の交錯があぶりだしたのは、フランスの国民統合理念が直面する試練であった。

17世紀以来の植民地帝国の歴史と、共和政民主主義に賛同する人々の共同体という開放的な国民原理に基づいて在住外国人をフランス人として統合してきた移民政策史ゆえに、国民構成がグローバル化したフランスは、加害の「過去の克服」がヨーロッパの枠を越えてグローバル化している状況を、まづもって国内の国民統合の問題として

抱えることになった。植民地支配という国家の名による異民族抑圧の遺産をどのように捉え次世代に伝えるかという問題は、国民を構成するさまざまな出自の人々による過去の解釈、つまり記憶が、激しく相対立する状況を生み、今日のフランス国民統合の紐帯となるべき歴史認識の問題として浮上したのである。植民地や奴隷制や脱植民地化を教えなければならない教師たちが向き合うのはまさに次のようなクラスなのであり、そうした日々の現実ゆえにこそ、彼らは2月23日法に敏感に反応したのだった。

ある子はアルキの孫であり、またある子はアルジェリア引揚者の孫である。別の子のお祖父さんはフランスへの移民だがアルジェリア戦争中は独立派の闘士だった。ほかに奴隷の末裔であるアンティル出身者、〔フランスの僻地である〕ブルターニュやコルシカの出身者、さらにはセネガルやベトナムを出自とするフランス人⁴⁵。

2月23日法への反対を契機として提起された主張はきわめて多様であるが、ここでは、「肯定的な役割」批判も「歴史学の自由」も、さらには「共和国の原住民」も、フランス共和政民主主義の統合機能の回復を志向しているという点は、共有しているようにみえる。同法に反対する最初の声明以来繰り返し批判されたのは、この法が、旧植民地支配国および移民受入国としての歴史を背景として圧倒的に多様となっている現代フランスの構成員のうちの、アルジェリアからの引揚者の記憶の特権化し、かつての植民地被支配者の子孫である人々の祖先の過去を侮辱するものであることだった。歴史と司法の接近を背景とするアイデンティティポリティクスと「犠牲者間の競争」に対する批判も、民族・文化的出自ゆえに犠牲者になったという集団アイデンティティの強調と集団間の「苦しみのヒエラルキー」の競争が、各集団の閉鎖性と相互対立を助長し国民共同体を分裂させるという危惧に立脚していた。そして、共和国の統合理念は神話にすぎないと批判する「原住民」たちも、雇用や住宅や警察制度の改善を要求しながら既存の政治システム内に食い込む戦略を持っている。

そこには総じて、フランスというネイションの一体性を基礎付けるものとしての「国民の歴史」への執着が読み取れるように思われる。グローバル経済の下での人々の生活条件と将来展望の不安定化ならびに貧富の差の拡大と、いわゆる「移民問題」とによって、国民統合が新しい困難に直面していることが誰の目にも明らかなかたで、ナショナルヒストリーを構成し直すことによって国民統合の再強化を図るという志向は、それぞれの批判を横断して、共有されているのではないだろうか。このあたりが、ネイションなり共和国なりがデモクラシーという普遍的な善として提示され認知され得、しかも国民国家が今日ではしばしば、グローバル化するネオリベラリズムの暴力に対する抵抗の砦とみなされるフランスの、特徴なのであろうか。

1 本稿のテーマとの関連で次の論稿も合わせて参照されたい。平野千果子「歴史を書くのはだれか——二〇〇五年フランスにおける植民地支配の過去をめぐる論争——」『歴史評論』677号、2006年。拙稿「国民の歴史と帝国の記憶——現代フランスにおける植民地支配の過去」『季刊戦争責任研究』54号、2006年。また以下本稿で述べる一連の事象については、註記するもの以外にも次の新聞報道を随時参照した。*Le monde, L'Humanité, Libération*。

2 *Journal officiel* du 24 février 2005.

- 3 *Le monde*, 25 mars 2005.
- 4 LIAUZU Claude et MANCERON Gilles (dir), *La colonisation, la loi et l'histoire*, Syllepse, 2006.
- 5 *Le monde*, 11 et 12 décembre, 2005. 引用文中の〔 〕は引用者による補遺、〔…〕は中略を表す。以下本稿の引用文中でも同様。
- 6 *Le monde*, 06 janvier 2006.
- 7 LIAUZU et MANCERON, *op. cit.*, pp. 176-177.
- 8 STORA Benjamin « 1999-2003, guerre d'Algérie, les accélérations de la mémoire », HARBI Mhammed et STORA Benjamin (dir), *La Guerre d'Algérie 1954-2004, la fin de l'annexion*, Robert Laffont, 2004, p. 508.
- 9 Cf., CHARBIT Tom, *Les harkis*, La Découverte, 2006.
- 10 1996年11月にパリ19区の公園に「北アフリカに斃れた文民および軍人の犠牲者を記憶するための記念碑」が設置され、2002年12月にはパリのエフェル塔に近いブランリイ河岸に、「1952年から62年の間にアルジェリア、モロッコ、チュニジアでフランスのために死んだ兵士たちの記憶のための国民的記念碑」が完成した。そして後者が除幕された12月5日は、翌2003年より「アルジェリア戦争とモロッコおよびチュニジアの戦闘の死者に対する国民的敬意の日」と定められた。Cf. BERTRAND Romain, *Mémoires d'empire : la controverse autour du « fait colonial »*, Croquant, 2006, p. 9, pp. 28-29.; LIAUZU et MANCERON, *op. cit.*, p. 30.; STORA, *art. cit.*, p. 510, note 2.
- 11 LIAUZU et MANCERON, *op. cit.*, pp. 31-38. 最初の法案は2003年3月に下院に提出された。
- 12 与党議員ベラ Jacques Peyrat の発言。Débat au Sénat, séance du 17 décembre 2003. <http://www.ldh-toulon.net/spip.php?article588>
- 13 LIAUZU et MANCERON, *op. cit.*, pp. 31-38, pp. 51-52.; STORA, *art. cit.*, p. 512. 2004年6月の審議で、下院定数577人中出席わずか20余人というなかで同法は可決され、12月の上院での採択を経て翌年2月に公布された。
- 14 Cf., BERTRAND, *op. cit.*, pp. 37-38, 47-60.; BLANCHARD Pascal, BANCEL Nicolas et LEMAIRE Sandrine (dir), *La fracture coloniale. La société française au prisme de l'héritage colonial*, La Découverte, 2005, p. 16.; LIAUZU et MANCERON, *op. cit.*, pp. 139-144.; VALO Martine, « Le palais de toutes les mémoires », *Le monde* 2, hors série, mai-juin 2006, p. 32.
- 15 関連する出版のうちもっとも話題になったのは、先に挙げた元FLN活動家女性の証言集と、拷問を正当化したオサレス将軍の著書であった。AUSSARESES Paul (général), *Services spéciaux, Algérie 1955-1957*, Perrin, 2001.; IGHILAHIZ Louissette, *Algérienne. Propos recueillis par Anne Nivat*, Fayard, Calmann-Lévy, 2001. 当事者による証言が多数現れたことについては次を参照。BRANCHE Raphaëlle, *La guerre d'Algérie : une histoire apaisée ?* Seuil, 2005, pp. 115-119.; LIAUZU Claude, « Savoir finir les guerres », LIAUZU (coordination), *Violence et colonisation : pour en finir avec les guerres de mémoires*, Syllepse, 2003, p. 10.; STORA Benjamin « Les aveux les plus durs : Le retour des souvenirs de la guerre d'Algérie dans la société française », WEIL Patrick et DUFOIX Stéphane (dir), *L'esclavage, la colonisation, et après ...*, PUF, 2005, pp. 587-595.; 高橋哲哉「記憶の回帰と証言の時代」白井隆一郎・高村忠明編『シリーズ言語態④ 記憶と記録』東京大学出版会、2001年、11ページ。平野千果子「フランス人の植民地問題をめぐる記憶」三浦信孝編『普遍性か差異か』藤原書店、2001年、182-188ページ。
- 16 VERGÈS Françoise, *La mémoire enchaînée*, Albin Michel, 2006, p. 33.; *Le monde*, 13 avril 2006, 10 mai 2006.『朝日新聞』2006年5月12日。奴隷制の記念は、1998年の奴隷制廃止150周年の前後にもすでに、政治課題として海外県と中央政府の間で論じられていた。Cf., BONNIOL Jean-Luc, « Échos politiques de l'esclavage colonial, des départements d'outre-mer au cœur de l'État », ANDRIEU Claire, LAVABRE Marie-Claire et TARTAKOWSKYÉ Danielle (dir), *Politique du passé. Usages politiques du passé dans la France contemporaine*, Publication de l'Université de Provence, 2006, pp. 59-69.
- 17 VERGÈS, *op. cit.*
- 18 BERTRAND, *op. cit.*, pp. 174-179.; DURPAIRE François, *France blanche, colère noire*, Odile Jacob, 2006, pp. 219-223.

- 19 背景として、不況の影響を強く受け社会的上昇の展望が閉ざされるなかで、同じ肌の色ゆえに共通に差別されているという意識が醸成されたこと、マグレブ出身者の第二・第三世代に比べれば政治の関心が向けられる度合いが低かったサハラ以南アフリカ出身移民の第二・第三世代が声を上げ始めたこと、近年の政治亡命者は都市生活・政治活動の経験を持っていることなどが指摘されている。SENGHOR Richard, « Le surgissement d'une "question noire" en France », *Esprit*, janvier 2006, pp. 8-9.
- 20 インディアユ (NDIAYE Pap) へのインタビュー。VALO Martine et BAUS Emma, « La question noire posée à la France », *Le monde* 2, hors série, mai-juin 2006, p. 27.
- 21 BERTRAND, op. cit., pp. 147-166.; CHRETIEN Jean-Pierre, « Certitudes et quiproquos du débat colonial », *Esprit*, Février 2006, p. 175.; ROBINE Jérémy, « Les "indigènes de la République": nation et question postcoloniale : Territoires des enfants de l'immigration et rivalité de pouvoir », *Hérodote*, no. 120, 1^{er} trimestre 2006, pp. 118-148.
- 22 ただし、「郊外暴動」の原因を植民地の歴史に求める解釈に対しても批判がある。そのような解釈は、社会問題の原因を、旧植民地支配者という出自、つまり民族・文化・宗教などの違いに帰するが、不満の暴発の主因は政治家の言動や警察・治安・雇用などの政策といったすぐれた政治的なものだ、という主張も少なくない。そこでは、「暴動」に参加したのは旧植民地に出自をもつ「有色」の若者だけでなく「白人」もいたこと、「郊外 banlieue」「団地 cité」と呼ばれるフランスの低所得者向け住宅団地は、住民の民族的出自・文化・宗教・肌の色などの著しい混在を特徴としており、英米などに顕著な民族・人種による分離および集団間対立とは質を異にすること、などが強調されている。しかし一方でまた、「郊外暴動」を植民地支配の過去と結びつけることを拒否する解釈は、フランス政府の公的な立場でもあることにも留意する必要がある。以下を参照。BERTRAND, op. cit., pp. 110-121.; DUCLOS Denis, « Retour sur la grande révolte des banlieues françaises », *Le monde diplomatique*, août 2006, pp. 12-13.; ROBINE, art. cit., pp. 123-128.; « Nuits de novembre 2005. Géographie des violences. (Table ronde) », *Esprit*, no. 320, décembre 2005, pp. 25-30. 「総特集 フランス暴動」『現代思想』34-3、2006年2月臨時増刊。宮高喬「『移民社会』フランスの危機と底流(上)(下)」『UP』2006年7月、8月号。
- 23 参考、鶴飼哲「ドイツ占領期の記憶とフランスの〈戦後〉」小池昭ほか編『ファシズムの想像力』人文書院、1997年。剣持久木「『記憶の義務』と『忘却の権利』—フランス戦後50年と『占領期』—」『季刊戦争責任研究』7号、1995年。渡辺和行『ホロコーストのフランス』人文書院、1997年。渡辺和行「二つのパボン裁判と過去の克服」三浦信孝編『普遍性か差異か』藤原書店、2001年。
- 24 ほかに、抑圧されてきた「記憶」の公認と国民史への組み込みの代表的事例として、スペイン内戦の国際旅団の義勇兵に「退役軍人」の資格を認めたこと(1996年12月)、第一次世界大戦中の1917年に前線で起きた大量の反抗を国民の集合的記憶に統合するという公式見解(1998年11月)などが挙げられる。*Le monde*, 11 et 12 décembre, 2005.
- 25 BRANCHE, op. cit., pp. 122-123.; ROUSSO Henry, *Vichy. L'événement, la mémoire, l'histoire*, Gallimard, 2001, p. 699-702. 久米博「記憶と歴史、忘却と赦し」三浦信孝編『来るべき(民主主義)』藤原書店、2003年。剣持久木「『修正主義』と『記憶の義務』——パボン裁判とフランス現代史叙述」歴史学研究会編『歴史における「修正主義」』青木書店、2000年。渡辺、前掲論文。
- 26 BRANCHE, op. cit., p. 117.; RIOUX Jean-Pierre, *La France perd la mémoire*, Perrin, 2006, pp. 168-169.; ROUSSO, op. cit., p. 680, pp. 685-687.
- 27 BRANCHE, op. cit., p. 117.
- 28 ANDRIEU Claire, « La commémoration des dernières guerres françaises : l'élaboration de politiques symboliques », ANDRIEU, LAVABRE et TARTAKOWSKY (dir), op. cit., p. 45.
- 29 CHAUMONT Jean-Michel, *La concurrence des victimes : Génocide, identité, reconnaissance*, La Découverte, 2000 (première édition en 1997), pp. 95-98.
- 30 BRANCHE, op. cit., pp. 111-121. 久米、前掲論文、330-331ページ。高橋、前掲論文、23ページ。渡辺、前掲論文、164-168ページ。
- 31 CHRETIEN, art. cit., p. 175-176.; MONGIN Olivier, « Une précipitation à retardement. Quelques

- perplexités sur le consensus historien », *Esprit*, no. 322, février 2006, p. 153.
- 32 Propos de Luc Reinette, cité dans BONNIOL, art. cit., p. 62.
- 33 「犠牲者間の競争」は、社会学者ショモンがショアーの唯一性をめぐる論争を考察した著書のタイトルで、この本は以後の多くの議論が参照するものとなった。CHAUMONT, *op. cit.* 「犠牲者間の競争」の比較対象としてドイツの例が興味深い。たとえば以下を参照。ROBIN-MAIRE Régine, « Le devenir victimaire de l'Allemagne », LABELLE Micheline, ANTONIUS Rachad et LEROUX Georges (dir), *Le devoir de mémoire et les politiques du pardon*, Presse de l'Université du Québec, 2005, pp. 269-285. ; 川喜田敦子『ドイツの歴史教育』白水社、2005年、第五章。同「二〇世紀ヨーロッパ史の中の東欧の住民移動」『歴史評論』665号、2005年。
- 34 RIOUX, *op. cit.*, pp. 165-170. ; WORMS Frédéric, « Au-delà de la concurrence des victimes », *Esprit*, no. 322, février 2006, p. 187.
- 35 LABELLE, ANTONIUS et LEROUX (dir), *op. cit.* ; MOREAU DEFARGES Philippe, *Répentance et réconciliation*, Presses de Sciences Po, 1999. ; ROUSSO, *op. cit.*, pp. 685-687.
- 36 *Libération*, 13 décembre 2005.
- 37 トビラ法は奴隷制と奴隷貿易を人類に対する罪と認め、人類史上のさまざまな奴隷制度のうちでも15世紀以降ヨーロッパが主体となって行った大西洋奴隷貿易と奴隷制を特別視したうえで、「教科書と歴史教育課程は、奴隷制と奴隷貿易に、その結果にみあう重要性を付与しなければならない」とするものであった。問題となった『奴隷貿易：グローバルヒストリーの試み』(PÉTRÉ-GRENOUILLEAU, *Les traites négrières : Essai d'histoire globale*, Gallimard, 2004)は、ムスリムによる黒人奴隷貿易や、大西洋奴隷貿易が成立する上でのアフリカ人の役割にも注目したもので、歴史書として高く評価された。
- 38 BERTRAND, *op. cit.*, pp. 168-179. ; MONGIN, art. cit. ; RIOUX, *op. cit.*, pp. 170-171. 平野、前掲論文、22-24ページ。三浦信孝『「記憶の権利」か「記憶の圧制」か』フランス版歴史家論争『U P』2006年8月号。
- 39 BRANCHE, *op. cit.*, p. 117. ; RIOUX, *op. cit.*, pp. 149-164, 179-182.
- 40 LEFEUVRE Daniel, *Pour finir avec la repentance coloniale*, Flammarion, 2006.
- 41 奴隷貿易と奴隷制度については人道に反する罪だと法で認めた一方で、アルジェリア戦争中のフランス軍による拷問については、シラク大統領は、残虐行為はフランスとFLNの双方にあり、フランス側のそれは少数者の逸脱にすぎなかったのでフランスとしての責任は認めないという見解を示した(高橋、前掲論文、22ページ)。世論調査をみると、拷問に関しては責任を取るべきだという考えが過半数を占めたが(高橋哲哉「負の記憶」にどう取り組むか」比較史・比較歴史教育研究会編『帝国主義の歴史と現在』未来社、2002年、251ページ)、アルジェリアにおける植民地支配じたいについては、回答者の50%以上が、許しを請う必要はないと考えている(VERGÈS, *op. cit.*, p. 177)。
- 42 VERGÈS, *op. cit.*, p. 32. Cf., *Ibid.*, p. 49, pp. 94-95.
- 43 ROUSSO Henry, *Le syndrome de Vichy de 1944 à nos jours*, Seuil, 1989. ; ROUSSO Henry et CONAN, Eric, *Vichy, un passé qui ne passe pas*, Fayard, 1994. ; ROUSSO Henry, *La hantise du passé*, Textuel, 1998. ; 久米、前掲論文、329ページ。高橋、前掲論文「記憶の回帰と証言の時代」、11-16ページ。
- 44 *Le monde*, 24 décembre 2005. ; NORA Pierre, « La France est malade de sa mémoire », *Le monde* 2, hors série, mai-juin 2006, pp.8-9. 次も参照。RICÉUR Paul, « Les rôles respectifs du juge et de l'historien », *Esprit*, no. 266-267, août-septembre 2000. リクール、ポール(久米博訳)『歴史・記憶・忘却(下)』、新曜社、2005年、77-78ページ。
- 45 « Colonies : un débat français », *Le monde* 2, hors série, mai-juin 2006, p. 3.

L'histoire, la mémoire et la loi - la controverse autour du passé colonial en France d'aujourd'hui

Miho Matsunuma

Depuis 2005, la colonisation est devenu en France un objet de discussions et de polémiques au niveau national. Le débat a été initié par une pétition d'historiens lancée contre une loi sur la guerre d'Algérie dont un article disposait que « les programmes scolaires reconnaissent en particulier le rôle positif de la présence française outre-mer, notamment en Afrique du Nord », et qui recommandait aux recherches universitaires d'accorder à la même histoire « la place qu'elle mérite ». Des chercheurs, des enseignants ainsi que des associations des droits de l'homme ont alors vivement critiqué cette loi à cause de sa vision « positive » du passé colonial, tout en dénonçant la prétention du pouvoir législatif à intervenir dans le domaine de l'enseignement et de la recherche. Les discussions sont devenues de plus en plus passionnées et médiatisées à la suite de la crise dans les banlieues à l'automne 2005, et même depuis l'abrogation de l'article en question, le débat entamé ne cesse plus de susciter la controverse.

Cette loi, qui voulait exprimer une reconnaissance officielle à l'œuvre et aux sacrifices de ceux qui ont construit les colonies et surtout l'Algérie, ainsi qu'à ceux qui ont combattu pour les défendre est née suite à l'évolution de la politique et de l'opinion que l'on a pu observer depuis quelques années concernant la guerre d'Algérie. Le gouvernement avait mené une politique ayant pour objectif d'améliorer le sort des rapatriés et des anciens combattants de l'Algérie, comme la réforme de l'indemnité ou la construction de monuments dédiés à la mémoire des morts de la guerre. Un lobbying organisé par des associations des rapatriés allait à la rencontre d'un certain nombre de forces politiques qui leur était favorable. Par ailleurs, des personnes qui avaient directement participé à la guerre d'Algérie ont commencé à parler de leur expérience. Il s'en est suivi, après un long silence, une apparition brutale et médiatisée des témoins de la guerre, surtout à propos de la torture pratiquée par l'armée française. Ce retour d'une mémoire longtemps occultée a obligé la France à faire face au caractère odieux de cette guerre, quarante ans après son terme.

Au-delà de la seule guerre d'Algérie qui était à son origine, les mouvements contre cette loi ont déclenché des polémiques beaucoup plus larges sur les rapports que la France d'aujourd'hui entretenait avec son passé colonial tout entier. Un des phénomènes les plus remarquables sont les voix de certains Français qui s'élèvent pour revendiquer la reconnaissance d'une identité collective en tant que victimes de la colonisation. Des associations et des intellectuels engagés des populations noires se sont rassemblés en un conseil national et ont critiqué, entre autres, l'histoire nationale de la France qui n'intègre pas l'histoire de l'esclavage et de la colonisation, la négligence et l'ignorance qui causent, selon eux, la discrimination et le racisme dont les noirs sont effectivement les premières victimes. D'autres militants et

groupes ont lancé un appel intitulé « Nous sommes les indigènes de la République » selon lequel la France reste encore aujourd'hui un État colonial qui relègue les Français issus des anciennes colonies et leurs descendants au rang de citoyens de seconde zone et qu'en conséquence, ces Français sont les premières victimes de l'exclusion et de la précarisation.

Ces dénonciations du déni du passé colonial et ces revendications d'une identité de victime s'accompagnent souvent d'une critique vis-à-vis de l'opinion et de la sphère politique qui privilégient la mémoire de la Shoah et des Juifs en tant que victimes absolues. Cette « guerre de mémoire » a un rapport fort à l'évolution du regard sur l'époque de Vichy qui s'est produit depuis les années 1990 et au cours de laquelle la France a reconnu sa responsabilité dans la déportation des Juifs et son devoir de mémoire. A travers le travail de cette reconnaissance et surtout face à ces événements exceptionnels que constituaient des procès pour crime contre l'humanité tenus plusieurs décennies après les faits, le recours aux historiens dans les prétoires s'est imposé. Le rapprochement entre l'histoire et la justice, la revendication et la reconnaissance du devoir de mémoire ont progressivement entraîné une moralisation du regard sur le passé, et cette moralisation valorise le statut de victime. C'est à la suite du développement de cette vision que « la concurrence des victimes » s'accroît autour du passé colonial.

Dans une forte médiatisation de ces débats, d'autres pétitions d'historiens ont posé comme position de principe qu'il fallait d'une part distinguer entre les revendications de mémoire et le travail de l'histoire, et d'autre part refuser toute intervention de la classe politique ou de la justice dans l'énonciation et l'interprétation de l'histoire. Elles visent l'abrogation des quatre lois dites « mémorielles », autrement dit, en plus de l'article de la loi en cause, la loi Gayssot tendant à réprimer la contestation du génocide du peuple juif, la loi reconnaissant le génocide arménien de 1915 et la loi Taubira reconnaissant la traite et l'esclavage en tant que crime contre l'humanité.

Ces débats remettent certes en cause l'idée républicaine de l'intégration. Mais, en fait, tous, depuis les premiers contempteurs de la loi sur le « rôle positif » de la colonisation, jusqu'à ceux qui dénoncent toutes les lois « mémorielles », en passant par les « indigènes » qui ont critiqué le « mythe » de la République de l'égalité, semblent partager un même objectif : ils cherchent à reconstruire l'histoire nationale pour qu'elle puisse réunir les Français et qu'elle réaffirme ainsi l'intégration à la nation française, principe fondamental de la démocratie républicaine.